

平成29年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成29年度9月補正予算等関係)

## 県土整備部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年9月定例会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	<総括表>	1
		道路建設課	2
		河川課	3
		治山砂防課	7
		空港港湾課	8
		<公共事業>	10
	2 歳入歳出事項別明細書		14
	3 節の明細		19
	4 繰越明許費に関する調書		20
	5 債務負担行為に関する調書		23

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	鳥取県港湾管理条例の一部改正について	空港港湾課	24
議案第7号	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について	空港港湾課	26
議案第8号	工事請負契約(国道178号(岩美道路)トンネル工事((仮称)岩美1号トンネル(補助))の締結について	道路建設課	39
議案第9号	工事請負契約(国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事(補助改良))の締結について	道路建設課	40
議案第10号	工事請負契約(国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(小鴨1号橋(P4-A2))(補助改良))の締結について	道路建設課	41
議案第11号	土地収用裁決申請事件に係る和解について	道路建設課	42

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年7月6日専決)	道路企画課	43
報告第7号	長期継続契約の締結状況について	技術企画課	44

平成29年度補正予算説明資料総括表

県土整備部 (単位:千円)

課名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
道路建設課	9,426,205	40,000	9,466,205			40,000		
河川課	6,904,363	48,867	6,953,230		48,000		867	
治山砂防課	7,103,985	99,730	7,203,715		92,000		7,730	
空港港湾課	4,522,750	55,800	4,578,550		47,000		8,800	
計	50,993,936	244,397	51,238,333		<114,040> 187,000	40,000	17,397	県費負担 131,437

説明		
区分	予算額	主な内容
一般事業	7,250	適切なダム放流情報伝達事業 250 境港管理組合負担金 7,000
公共事業	単県公共	道路橋りょう事業、河川事業、砂防事業、空港事業、 治山事業
	計	
一般会計 計	244,397	

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
 県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成29年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路建設課(内線:7623)

3目 道路橋りょう新設改良費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[単県公共事業]	162,412	40,000	202,412			(雑入) 40,000		
トータルコスト	169,565	40,000	209,565	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	整備計画の策定、設計積算、業務監督				
工程表の政策目標(指標)	—							
説明	事業名	補正前	補正	計	説明			
	(新)単県道路改良事業	0	40,000	40,000	平成21年度に実施した県道鳥取河原用瀬線(榎原工区)「橋梁詳細設計」の設計瑕疵による補強対策工事にあたり、必要とする経費である。			
道路建設課 合計	9,426,205	40,000	9,466,205			40,000		

平成29年度 一般会計補正予算説明資料

8款 土木費  
3項 河川海岸費  
1目 河川総務費

河川課(内線:7374)  
(単位:千円)

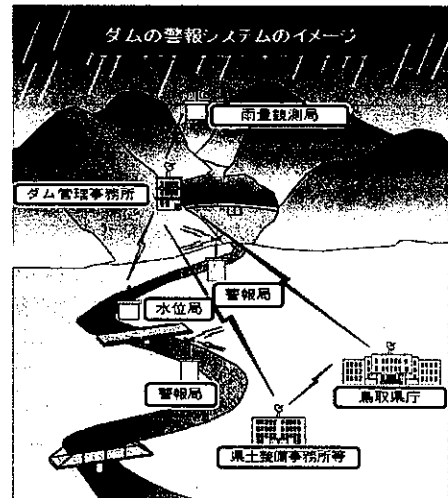
事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)適切なダム放流情報伝達事業	0	250	250				250	
トータルコスト	0	250	250	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との連絡調整、情報伝達訓練の実施				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

台風等の出水時のダムからの放流については、下流域の全市町村へ情報伝達するとともに、サイレンを吹鳴して沿川住民へ注意喚起を図っているところであるが、近年の局所的な集中豪雨に対応するため、より迅速・確実に住民へダムの放流情報を伝達する必要がある。

このため、県内のダム管理者及び関係市町村等による検討会を開催し、ダム放流情報の伝達方法等について検討するとともに、ダム放流に関する情報伝達訓練等を実施し、台風などの出水時に適切な対応ができる体制づくりを行う。



2 主な事業内容

(1) 情報伝達方法や連絡体制の検討

ダム管理者及び関係市町村により、ダム放流情報伝達に関する検討会を開催し、現在の課題を把握し現状を検証した上で、ダム放流時にサイレン吹鳴と併せて市町村が関係地区の住民へ防災行政無線を用いてダム放流情報を提供するなど、国・県・市町村等が一体となり、より確実な住民への情報伝達方法や連絡体制等を検討し、情報共有を図る。

- <検討会の構成>
- ・ダム管理者(国、県、市町村、企業局、中国電力等)
  - ・下流域の市町村 など

<検討対象のダム>

管理者	箇所数	対象ダム
国	2	殿ダム、菅沢ダム
県	5	百谷ダム、佐治川ダム、東郷ダム、賀祥ダム、朝鍋ダム
市町村等	4	下蚊屋ダム、西高尾ダム、小田股ダム、船上山ダム
企業局	2	茗荷谷ダム、中津ダム
中国電力	3	三滝ダム、大宮ダム、俣野川ダム

(2) 情報伝達訓練の実施

県管理の賀祥ダム・朝鍋ダム等において、上記検討会で検討した伝達方法や連絡体制による下流市町村や住民へのダム放流情報伝達訓練やこれを踏まえた防災行動訓練を行い、ダム放流を踏まえた水害に対する警戒・避難情報の連絡体制を構築する。

3 これまでの取組状況、改善点

県内のダムについては、ダムからの放流時には、原則として日本海までの下流域の市町村へ情報伝達するとともに、下流域周辺の住民へサイレンを吹鳴して注意喚起を図ることとしているが、近年は全国各地で記録的な短時間集中豪雨が発生しており、より迅速・確実に住民へダム放流情報を伝達する必要がある。

平成29年度 一般会計補正予算説明資料

8款 土木費 3項 河川海岸費 1目 河川総務費  
 8款 土木費 3項 河川海岸費 3目 砂防費

河川課 (内線: 7374)  
 治山砂防課 (内線: 7385)  
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)総合的な流木対策検討事業【単県公共事業】	0	67,000	67,000		<28,380> 66,000		1,000	県費負担 29,380
内 河川総務費	0	36,500	36,500		<15,480> 36,000		500	
訳 砂防費	0	30,500	30,500		<12,900> 30,000		500	
トータルコスト	0	67,000	67,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	ワーキンググループでの技術検討、委託事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年7月の九州北部豪雨では、流木が橋梁などに大量に堆積して川を塞いで被害が拡大したり、流木が洪水吐を塞いで農業用ため池が氾濫したり、氾濫流とともに流木が直接家屋等に被害を与えたりするなど、甚大な被害が生じる状況となった。

このような現状を踏まえ、各関係機関が連携して森林・ため池・河川・砂防等の総合的な流木対策を検討するため、流木による閉塞等の危険箇所を判定し、ため池・河川・砂防の危険箇所(トラブルスポット)の抽出を行う。

<九州北部豪雨において流木により被害が拡大した事例>



【ため池】農業用ため池の閉塞



【河川】福岡県赤谷川(橋梁閉塞)



【砂防】福岡県奈良ヶ谷川(家屋被害)

2 主な事業内容

(1) トラブルスポットの抽出

○ 農業用ため池【農林水産部事業】

下流に民家等のある防災重点ため池の上流域の山林について、既存の地図データ等を元にその性状(地形、地質等)から土砂崩壊危険箇所を調査し、流木が流入する恐れのあるため池を抽出する。

- ① トラブルスポット検討対象とする防災重点ため池の設定
- ② ため池上流域の山林の土砂崩壊危険箇所の判定
- ③ トラブルスポットの抽出

○ 河川

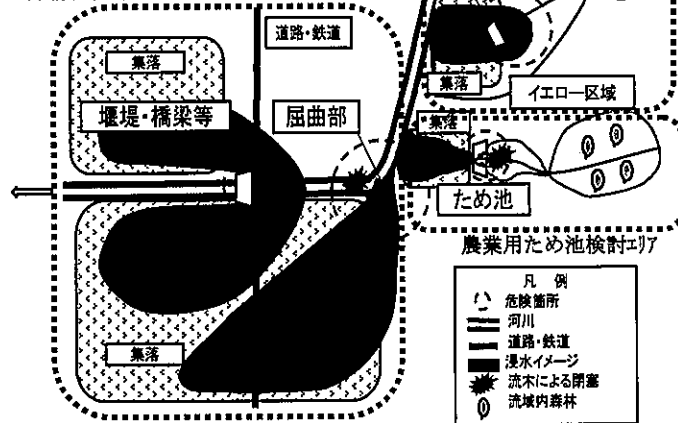
県管理の全295河川で流木による閉塞が被害を増大する恐れのある箇所を抽出する。

① トラブルスポット検討対象箇所の選定

流木によって橋梁等の横断構造物が閉塞し、河川が氾濫した場合に重要な保全施設(要配慮者利用施設、避難場所、重要交通網等)が被災する恐れのある箇所を選定する。

<トラブルスポットのイメージ>

(砂防、河川、ため池等の危険箇所)



河川検討エリア

- 凡例
- 危険箇所
  - 河川
  - 道路・鉄道
  - 洪水イメージ
  - 流木による閉塞
  - 流域内森林

②流木による橋梁閉塞等の危険箇所の判定指標の設定

モデル河川において簡易的な流木流出シミュレーションを行い、橋梁等の閉塞が生じる要因と流木との関連性を検証し、判定指標(流量・流木長と橋梁下の余裕高・径間長)を設定する。

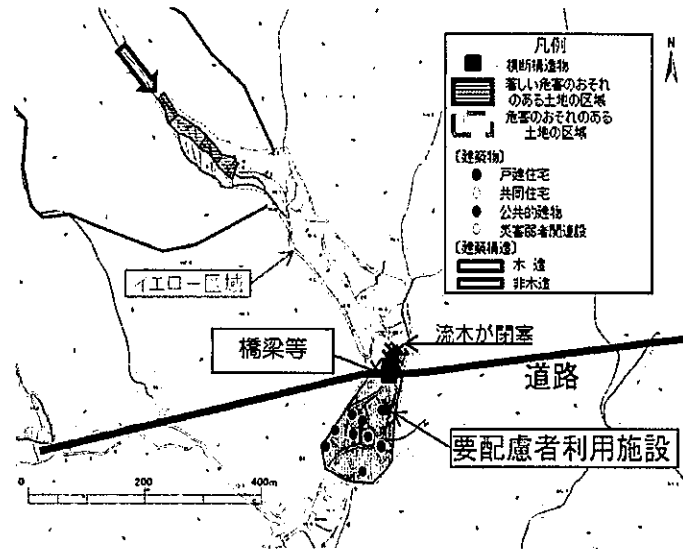
③トラブルスポットの抽出

上記の判定指標に基づき、検討対象箇所のうち、流木による閉塞の危険度が高い箇所をトラブルスポットとして抽出する。

○ 砂防(土砂災害警戒区域)

流木対策未実施の溪流の土砂災害警戒区域(イエロー区域:約2,600箇所)において、流木によって重要な保全施設(要配慮者利用施設、避難場所、重要交通網等)や橋梁等が直接被害を受ける恐れのある箇所、流木による橋梁等の閉塞やせき上げにより土砂流水が氾濫して重要な保全施設が被災する恐れのある箇所等をトラブルスポットとして抽出する。

- ①トラブルスポット検討対象箇所の設定
- ②流木による橋梁の閉塞等の危険箇所の判定
- ③トラブルスポットの抽出



(参考) <トラブルスポット抽出後の対策検討>

関係機関による「流木対策ワーキンググループ」を設置し、トラブルスポットの危険度が高く被害の影響が大きい地区において、流域一体となった検討を進め、地域や管理者等への注意喚起や各施設における流木対策など、森林、ため池、河川、砂防等のソフト・ハードの総合的な流木対策を検討する。(ワーキンググループのメンバー: 農地・水保全課、森林づくり推進課、河川課、治山砂防課等)

砂防については7月の国通知を受けて砂防堰堤等の流木対策を一層推進し、河川・ため池についても国等の技術的支援を受けながら、各分野の関係機関による横断的な流木対策を検討する。

3 これまでの取組状況、改善点

○ 農業用ため池【農林水産部事業】

平成27年度にため池整備方針を定め、ハザードマップ作成及び老朽化や豪雨・地震対策に係る改修方針を決定し、改修に取り組んできたが、九州北部豪雨の被災状況を踏まえ、流木の流入により決壊等のおそれのある防災重点ため池(トラブルスポット)の把握と対策の検討を行う必要がある。

○ 河川

従来から治水ダムにおける流木流出防止対策(網場)等を推進しているが、九州北部豪雨の被災状況を踏まえ、県管理の全河川においてトラブルスポットを把握し、河川・ダムにおける流木対策や効率的な流木処理方法等の検討を行う必要がある。

○ 砂防(土砂災害警戒区域)

平成21年7月に山口県防府市の要配慮者利用施設の土砂災害を受け、平成21年度から要配慮者利用施設を優先して砂防ダムによる土石流対策や流木流出防止対策等を推進しているが、九州北部豪雨の被災状況を踏まえ、土砂災害警戒区域におけるトラブルスポットの把握と対策の検討を行う必要がある。

区分	対象数	対策状況	
		H21末時点	H28末時点
要配慮者利用施設の保全(24時間及び通い含む)	153	22 (14.4%)	60 (39.2%)
土砂災害危険箇所整備率(保全家5戸以上)	3,072	686 (22.3%)	806 (26.2%)

なお、要配慮者利用施設(24時間利用施設:要対策22箇所)については全て事業着手済み。(H28年度末までに17箇所整備済み、残りの5箇所も事業実施中)

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた額である。  
備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 一般会計補正予算説明資料

8款 土木費  
3項 河川海岸費  
1目 河川総務費

河川課 (内線7377)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
河川維持管理費 [単県公共事業]	523,836	12,117	535,953		<12,000> 12,000		117	県費負担 12,117
トータルコスト	559,602	12,117	571,719	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.5人	0.0人	4.5人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

冬期の豪雪時における安全・安心な県民生活の確保に向け、今年度も引き続き県管理河川の河川敷を排雪場として有効に活用することとし、一部の排雪場において安全確保のために必要な進入路の拡幅を行った上で豪雪への万全の備えを図ることとする。

2 主な事業内容

- 県管理河川排雪場の進入路の拡幅 12,117千円(2箇所:阿弥陀川、日野川)  
県管理河川の河川敷を排雪場として有効に活用するため、必要な進入路の拡幅を行う。

<県管理河川排雪場の設置状況>

地区	箇所数	河川名	臨時排雪場
東部	9箇所	大路川(鳥取市1)、河内川(鳥取市1) 八東川(八頭町2・若桜町2)、千代川(智頭町2)	蒲生川(岩美町1)
中部	4箇所	東郷川(湯梨浜町1)	加勢蛇川(琴浦町2) 勝田川(琴浦町1)
西部	6箇所	阿弥陀川(大山町1)、朝鍋川(南部町1) 日野川(伯耆町1・江府町1)	日野川(日南町1・ 日野町1)
計	19箇所	13箇所	6箇所

※1 河川名に続く( )書きは、排雪場の位置する市町村名と箇所数を示す。(以下、同様とする。)

※2 下線は、本事業により河川敷への進入路の拡幅を行う排雪場を示す。

※3 臨時排雪場は、他の排雪場が満杯の場合等に国や地方公共団体が利用する排雪場とする。

<参考:国管理河川排雪場の設置状況>

地区	箇所数	河川名
東部	7箇所	千代川(鳥取市7)
中部	7箇所	天神川(倉吉市4・北栄町2・湯梨浜町1)
西部	1箇所	日野川(日吉津村1)
計	15箇所	

3 これまでの取組状況、改善点

- 本年2月の記録的豪雪では、県管理河川19箇所を排雪場として設定し、うち5箇所(鳥取市、八頭町、智頭町、若桜町、琴浦町の1市4町)で排雪の受け入れを実施した。
- 県では、本年1月及び2月の記録的豪雪を受けて、現在、県内全域へのライブカメラ等雪量観測機器の設置や国道373号(国道53号智頭町東交差点~駒帰交差点)の豪雪対策をはじめとする冬期交通確保対策(平成29年度6月補正予算対応)を実施しているところであり、県管理河川排雪場における排雪の受け入れは、これと一体となって冬期の円滑な道路交通の確保に資するものである。

【参考】平成29年度6月補正予算実施事業

○冬期交通確保対策事業費(単県公共事業)

- ① ライブカメラ等雪量観測機器設置  
99箇所(カメラ+観測機器59箇所、カメラのみ11箇所、観測機器のみ29箇所)設置する。
- ② 国道373号豪雪対策事業  
消雪施設及び堆雪帯整備等の豪雪対策の実施(国道53号智頭町東交差点~駒帰交差点)する。
- ③ 除雪機械GPS管理システム整備  
県管理道路の車道除雪機械全台にGPSを整備する。
- ④ 除雪機械運転手育成支援事業  
現行の除雪機械運転手育成事業(日野郡3町)を全県に拡大する。

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。



平成29年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

7目 治山費

治山砂防課 (内線:7821)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[単県公共事業]	174,760	62,230	236,990		<26,660 62,000		230	県費負担 26,890
トータルコスト	197,809	62,230	260,039	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	補助金の審査・交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
単県斜面崩壊復旧事業	75,000	62,230	137,230	国庫補助事業及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない斜面崩壊地の復旧対策に補助を行うための経費である。中部地震被災箇所等の早期復旧の必要があることから補正を行うものである。				

8款 土木費

3項 河川海岸費

1目 河川総務費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[単県公共事業]	361,531	7,000	368,531				7,000	7,000
トータルコスト	391,733	7,000	398,733	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.8人	0.0人	3.8人	設計・積算業務、監督業務				
工程表の政策目標(指標)	-							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
砂防維持修繕費	279,837	7,000	286,837	急傾斜施設修繕のための経費である。				

治山砂防課 合計	7,103,985	99,730	7,203,715		<39,560 92,000		7,730	県費負担 47,290
----------	-----------	--------	-----------	--	-------------------	--	-------	----------------

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成29年度 一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

4 項 港湾費

空港港湾課 (内線7404)

3 目 境港管理組合費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
境港管理組合負担金	2,003,738	7,000	2,010,738				7,000	
トータルコスト	2,010,891	7,000	2,017,891	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	事業計画の承認等、負担金通知、収入・支払事務、境港管理組合との調整				
工程表の政策目標 (指標)	取扱貨物量の増加 (平成30年度目標: 貨物取扱量530万トン)、クルーズ船の誘致 (平成37年目標: 58回寄港)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

境港管理組合の運営及び港湾施設整備等に要する経費に対する負担金である。

昨年、境港へのクルーズ船の寄港回数は33回、旅客数約4万人と過去最高を更新し、今年は寄港回数60回、旅客数6~7万人が見込まれており、3年連続過去最高を更新することは間違いのない状況である。クルーズ船社より寄港打診は急増しており、この好機を逸さず、誘致及び受入体制の構築を進めているところである。

しかしながら、クルーズ船の受入については、既存の貨物岸壁を利用するしかなく、小型船から大型船の多様な対応が必要な状況である。また、大型クルーズ客船の寄港となると、旅客ターミナルがないことから乗客の円滑な移動に支障を来している。

このような状況を改善するため、旅客動線の分離、円滑な出入国審査のため、受入機能を強化する必要がある。

2 主な事業内容

○国際クルーズ旅客受入機能高度化事業

(事業費102,000千円 (うち 国費34,000千円、起債61,000千円、一般財源7,000千円))

旅客動線の隔離、円滑な出入国審査のため、国の補助事業を活用し伸縮式屋根付き通路及び大型テントを整備する。

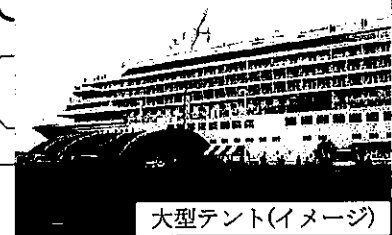
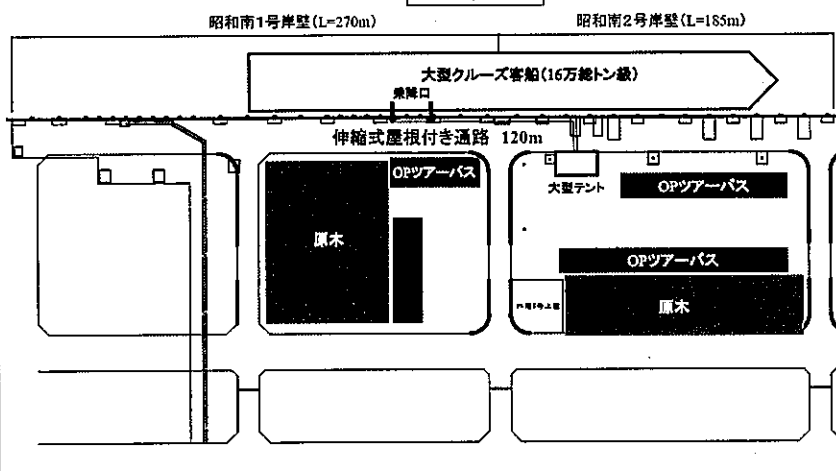
・伸縮式屋根付き通路整備 (L=120m)

旅客動線の安全性の確保、移動時間の効率化を図る。多様な規模のクルーズ客船に対応した動線の確保が可能となる。

・大型テント整備 (N=1基)

船外での出入国手続き審査体制を構築することにより、審査時間の短縮を図る。

施設概要図



3 これまでの取組状況、改善点

出入国手続の迅速化・効率化により滞在時間を増加させ、観光時間の長時間化、観光エリアの拡大が図られる。

平成29年度 一般会計補正予算説明資料

8款 土木費  
4項 港湾費  
4目 空港費

空港港湾課 (内線7667)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 空港ターミナル 周辺施設整備事業 [単県公共事業]	0	48,800	48,800		<47,000> 47,000		1,800	県費負担 48,800
トータルコスト	0	48,800	48,800	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	設計、積算、入札・契約の締結、工事監督				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取砂丘コナン空港では、ひと、もの、情報が動き集まる拠点として空の駅プロジェクトを進め、ターミナルビルの一体化事業を実施し、拠点としての整備を行っているところである。平成28年度には過去最高の航空機利用者数を更新、平成30年には鳥取空港新線(新線)の供用開始、一体化ターミナルビルのグランドオープンなど、更なる来場者の増加が見込まれる中、増加する来場者を円滑に受け入れられるよう、必要な空港施設の整備を行い、来場者の利便性向上を図る。

2 主な事業内容

(1) 駐車場整備

満車となる日が多くなってきている駐車場対策として、駐車場拡張のための設計を行い、利用状況に合わせて段階的に整備できるよう準備を進めていく。(平成28年度:677台の駐車枠に対して600台以上の駐車日数34日)

実施設計 7,852千円

(2) 駐車場屋根整備

ターミナルビル一体化工事に併せて、駐車場への導線上の屋根を確保することで、手荷物を持った旅客、イベントに訪れる来場者への利便性向上を図る。(H27実施設計実施済み)

工事 40,948千円



3 これまでの取組状況、改善点

(1) ターミナル施設整備

ターミナルビルの一体化事業により、拠点となる施設として整備中である。

(2) 満車時の駐車場対応

空港駐車場の満車時及びイベント時は、職員駐車場の車を移動させ臨時駐車場として利用するなどの対応を行っている。

(注) 起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成29年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業(A)	25,988,173					25,988,173	
一般単県公共事業(B)	9,618,739	237,147		<114,040> 187,000	40,000	9,855,886	県費負担 124,187千円
計(C)=(A+B)	35,606,912	237,147		<114,040> 187,000	40,000	35,844,059	県費負担 124,187千円
一般直轄事業(D)	( 35,050,470 ) 6,354,264					( 35,050,470 ) 6,354,264	
合計(E)=(C+D)	41,961,176	237,147		<114,040> 187,000	40,000	42,198,323	県費負担 124,187千円
災害公共事業	4,357,671					4,357,671	
直轄災害	( 686,851 ) 228,721					( 686,851 ) 228,721	
単独災害復旧事業	284,782					284,782	
小計(F)	4,871,174					4,871,174	
総計(E+F)	46,832,350	237,147		<114,040> 187,000	40,000	47,069,497	県費負担 124,187千円

(注)一般公共事業の事業費は、補助事務費及び人件費繰越を含む額である。  
 一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。  
 起債欄の上段<>書きは、交付税措置置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成29年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳				補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源		
一般公共事業	25,988,173					25,988,173		
道路橋りょう事業	16,002,136					16,002,136		
街路事業	1,325,854					1,325,854		
河川事業	3,178,138					3,178,138		
海岸事業	310,488					310,488		
ダム事業	117,400					117,400		
砂防事業	3,305,924					3,305,924		
港湾事業	434,614					434,614		
農業農村整備事業	103,530					103,530		
治山事業	1,040,299					1,040,299		
漁港事業	169,790					169,790		

平成29年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

県土整備部(単位:千円)

予算関係

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
単県公共事業	9,618,739	237,147		<114,040> 187,000	40,000	10,147	果費負担 124,187千円
道路事業	4,647,564	40,000		<27,480>	40,000		単県道路改良事業
河川事業	2,083,921	48,617		48,000		617	総合的な流木対策検討事業(河川)外
ダム事業	140,146						
海岸事業	308,617						
砂防事業	1,459,059	37,500		<12,900> 30,000		7,500	総合的な流木対策検討事業(治山)外
港湾事業	367,449						
空港事業	53,491	48,800		<47,000> 47,000		1,800	空港ターミナル周辺施設整備事業
土木総務費	260,346						
治山事業	174,760	62,230		<26,660> 62,000		230	単県斜面崩壊復旧事業
漁港事業	123,386						

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。果費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成29年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)	
			国庫支出金	起債	その他			一般財源
一般直轄事業	( 35,050,470 )				( 35,050,470 )			
道路	( 6,354,264 )				( 6,354,264 )			
河川	( 5,446,402 )				( 5,446,402 )			
海岸	( 2,096,000 )				( 2,096,000 )			
砂防	454,680				454,680			
ダム	( 660,000 )				( 660,000 )			
港湾	114,840				114,840			
空港	( 1,189,000 )				( 1,189,000 )			
	206,093				206,093			
災害公共事業	4,357,671				4,357,671			
建設災害復旧事業	2,833,111				2,833,111			
災害関連緊急砂防事業	300,000				300,000			
災害復旧事業 特殊調査費	150,000				150,000			
港湾災害復旧事業	204,560				204,560			
空港災害復旧事業	50,000				50,000			
治山災害復旧事業	600,000				600,000			
漁港災害復旧事業	220,000				220,000			
直轄災害	( 686,851 )				( 686,851 )			
	228,721				228,721			
単独災害復旧事業	284,782				284,782			
災害復旧事業調査費	189,282				189,282			
単独災害復旧事業	50,500				50,500			
単独災害関連事業	45,000				45,000			
単独砂防災害復旧事業								
単独砂防災害復旧事業								

(注)一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	6款 農林水産業費								
		補正前	補正額	補正後	うち県土整備部			4項 林業費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	384,429		384,429	12,660		12,660	3,021		3,021
2	給 料	2,415,528		2,415,528	151,920		151,920	83,556		83,556
3	職員手当等	1,223,769		1,223,769	76,383		76,383	42,003		42,003
4	共 済 費	928,460		928,460	56,907		56,907	30,648		30,648
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賞 金	808		808						
8	報 償 費	47,372		47,372	24		24			
9	旅 費	99,066	150	99,216	4,190		4,190	3,000		3,000
	費用弁償	6,380		6,380	10		10			
	普通旅費	81,404		81,404	4,050		4,050	3,000		3,000
	特別旅費	11,282	150	11,432	130		130			
10	交 際 費									
11	需 用 費	489,712		489,712	11,551		11,551	5,500		5,500
12	役 務 費	126,792		126,792	4,449		4,449	3,500		3,500
13	委 託 料	2,029,316	27,759	2,057,075	266,008		266,008	174,000		174,000
14	使用料及び賃借料	139,764		139,764	5,969		5,969	4,944		4,944
15	工事請負費	5,775,063	55,212	5,830,275	891,686		891,686	777,826		777,826
16	原 材 料 費	3,554		3,554						
17	公有財産購入費	3,095		3,095						
18	備品購入費	85,622	3,569	89,191	480		480	270		270
19	負担金、補助及び交付金	9,759,958	179,219	9,939,177	168,244	62,230	230,474	75,000	62,230	137,230
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	528,196		528,196						
22	補償、補填及び賠償金	135,493		135,493	12,000		12,000	12,000		12,000
23	償還金、利子及び割引料	123,373		123,373						
24	投資及び出資金	10		10						
25	積 立 金	495,637		495,637						
26	寄 付 金									
27	公 課 費	350		350						
28	繰 出 金	195,622		195,622						
	予 備 費									
	計	24,990,989	265,909	25,256,898	1,662,471	62,230	1,724,701	1,215,266	62,230	1,277,498
財 源 内 訳	国庫支出金	7,825,289	82,800	7,908,089	547,329		547,329	439,179		439,179
	地方債	2,631,000	99,000	2,730,000	562,000	62,000	624,000	530,000	62,000	592,000
	その他	2,619,638	28,971	2,648,609	11,346		11,346			
	一般財源	11,915,062	55,138	11,970,200	541,796	230	542,026	246,089	230	246,319



平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節 款 項 目	6款 農林水産業費			8款 土木費						
	うち県土整備部			補正前	補正額	補正後	うち県土整備部			
	4項 林業費						補正前	補正額	補正後	
	7目 治山費									
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1 報酬	3,021		3,021	330,140		330,140	287,822		287,822	
2 給料	83,556		83,556	2,009,142		2,009,142	1,769,868		1,769,868	
3 職員手当等	42,003		42,003	1,012,286		1,012,286	892,014		892,014	
4 共済費	30,648		30,648	776,759		776,759	685,587		685,587	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金				493		493				
8 報償費				8,666		8,666	7,726		7,726	
9 旅費	3,000		3,000	44,828		44,828	39,257		39,257	
費用弁償				3,219		3,219	2,407		2,407	
普通旅費	3,000		3,000	39,992		39,992	35,486		35,486	
特別旅費				1,617		1,617	1,364		1,364	
10 交際費										
11 需用費	5,500		5,500	713,715	130	713,845	653,908	130	654,038	
12 役務費	3,500		3,500	165,388	80	165,468	153,088	80	153,168	
13 委託料	174,000		174,000	7,712,058	74,852	7,786,910	6,788,699	74,852	6,863,551	
14 使用料及び賃借料	4,944		4,944	212,210	40	212,250	196,463	40	196,503	
15 工事請負費	777,826		777,826	21,969,944	100,065	22,070,009	20,558,569	100,065	20,658,634	
16 原材料費				9,651		9,651	9,651		9,651	
17 公有財産購入費				736,068		736,068	736,068		736,068	
18 備品購入費	270		270	330,665		330,665	292,583		292,583	
19 負担金、補助及び交付金	75,000	62,230	137,230	10,156,906	10,500	10,167,406	9,235,270	7,000	9,242,270	
20 扶助費										
21 貸付金				80,683		80,683	75,000		75,000	
22 補償、補填及び賠償金	12,000		12,000	2,039,346		2,039,346	2,026,378		2,026,378	
23 償還金、利子及び割引料				21,552		21,552	21,552		21,552	
24 投資及び出資金										
25 積立金				12,062		12,062				
26 寄付金										
27 公課費				7,180		7,180	7,180		7,180	
28 繰出金				6,380		6,380				
予備費										
計	1,215,268	62,230	1,277,498	48,356,122	185,667	48,541,789	44,436,684	182,167	44,618,851	
財源	国庫支出金	439,179	439,179	13,918,598		13,918,598	13,148,544		13,148,544	
	地方債	530,000	62,000	592,000	18,157,000	125,000	18,282,000	17,471,000	125,000	17,596,000
	その他			1,545,705	40,000	1,585,705	794,709	40,000	834,709	
	一般財源	246,089	230	246,319	14,734,819	20,667	14,755,486	13,022,431	17,167	13,039,598

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目		8款 土木費								
		うち県土整備部								
		2項 道路橋りょう費						3項 河川海岸費		
		節	補正前	補正額	補正後	3目 道路橋りょう新設改良費			補正前	補正額
補正前	補正額					補正後				
1	報酬	84,256		84,256	19,822		19,822	58,137		58,137
2	給料	877,338		877,338	349,416		349,416	539,316		539,316
3	職員手当等	441,983		441,983	175,776		175,778	271,374		271,374
4	共済費	327,415		327,415	128,454		129,454	204,305		204,305
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費							860		860
9	旅費	13,993		13,993	6,656		6,656	11,988		11,988
	費用弁償	30		30	10		10	95		95
	普通旅費	13,671		13,671	6,490		6,490	11,342		11,342
	特別旅費	292		292	156		156	551		551
10	交際費									
11	需用費	508,878		508,878	18,473		18,473	53,589	130	53,719
12	役務費	80,801		80,801	15,239		15,239	51,738	80	51,818
13	委託料	3,643,562		3,643,562	930,187		930,187	2,372,573	67,000	2,439,573
14	使用料及び賃借料	94,413		94,413	56,372		56,372	60,981	40	61,021
15	工事請負費	12,883,260	40,000	12,923,260	5,059,463	40,000	5,099,463	6,773,649	19,117	6,792,766
16	原材料費	9,651		9,651						
17	公有財産購入費	442,300		442,300	326,100		326,100	178,218		178,218
18	備品購入費	267,887		267,887	210		210	3,336		3,336
19	負担金、補助及び交付金	6,059,842		6,059,842	470,000		470,000	794,585		794,585
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金	768,087		768,087	419,049		419,049	491,700		491,700
23	償還金、利子及び割引料							20,052		20,052
24	投資及び出資金									
25	積立金									
26	寄付金									
27	公課費	6,545		6,545				233		233
28	繰出金									
	予備費									
	計	26,480,211	40,000	26,530,211	7,976,017	40,000	8,016,017	11,886,614	86,367	11,972,981
財源内訳	国庫支出金	9,237,997		9,237,997	4,341,278		4,341,278	2,926,099		2,926,099
	地方債	11,091,000		11,091,000	2,956,000		2,956,000	5,875,000	78,000	5,953,000
	その他	274,636	40,000	314,636	14,079	40,000	54,079	215,236		215,236
	一般財源	5,886,578		5,886,578	664,660		664,660	2,870,279	8,367	2,878,646

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目 節	8款 土木費									
	うち県土整備部									
	3項 河川海岸費						4項 港湾費			
	1目 河川総務費			3目 砂防費			補正前	補正額	補正後	
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1 報 酬	49,928		49,928	7,963		7,963	24,674		24,674	
2 給 料	63,021		63,021	220,284		220,284	37,980		37,980	
3 職員手当等	30,733		30,733	110,780		110,780	19,090		19,090	
4 共 済 費	30,123		30,123	80,886		80,886	17,712		17,712	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 賞 金										
8 報 償 費	642		642	81		81	147		147	
9 旅 費	5,830		5,830	6,075		6,075	3,135		3,135	
費用弁償	20		20	20		20	190		190	
普通旅費	5,540		5,540	5,802		5,802	2,945		2,945	
特別旅費	270		270	253		253				
10 交 際 費										
11 需 用 費	34,175	130	34,305	12,000		12,000	74,143		74,143	
12 役 務 費	35,579	80	35,659	12,000		12,000	8,313		8,313	
13 委 託 料	601,013	36,500	637,513	1,175,310	30,500	1,205,810	461,970	7,852	469,822	
14 使用料及び賃借料	15,058	40	15,098	26,537		26,537	27,289		27,289	
15 工事請負費	1,626,269	19,117	1,645,386	2,413,350		2,413,350	619,144	40,948	660,092	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	1,000		1,000	135,718		135,718				
18 備品購入費	2,426		2,426	910		910	21,210		21,210	
19 負担金、補助及び交付金	1,416		1,416	17,536		17,536	2,282,928	7,000	2,289,928	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金							75,000		75,000	
22 補償、補填及び賠償金				191,200		191,200	22,091		22,091	
23 償還金、利子及び割引料	20,052		20,052							
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費	69		69				395		395	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	2,517,334	55,867	2,573,201	4,410,630	30,500	4,441,130	3,695,221	55,800	3,751,021	
財 源 内 訳	国庫支出金	30,520		30,520	1,410,999		1,410,999	186,935		186,935
	地方債	755,000	48,000	803,000	2,375,000	30,000	2,405,000	161,000	47,000	208,000
	その他	36,722		36,722	122,632		122,632	133,424		133,424
	一般財源	1,695,092	7,867	1,702,959	501,999	500	502,499	3,213,862	8,800	3,222,662

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目 節	8款 土木費						県 土 整 備 部 合 計			
	うち県土整備部									
	4項 港湾費						補正前	補正額	補正後	
	3目 境港管理組合費			4目 空港費						
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1 報 酬				17,091		17,091	300,796		300,796	
2 給 料							1,978,758		1,978,758	
3 職員手当等							997,128		997,128	
4 共 済 費				2,790		2,790	763,074		763,074	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 賞 金							277		277	
8 報 償 費				147		147	7,750		7,750	
9 旅 費				1,168		1,168	44,964		44,964	
費用弁償							2,484		2,484	
普通旅費				1,168		1,168	40,986		40,986	
特別旅費							1,494		1,494	
10 交 際 費							324,000		324,000	
11 需 用 費				55,219		55,219	671,504	130	671,634	
12 役 務 費				5,577		5,577	163,514	80	163,594	
13 委 託 料				263,946	7,852	271,798	7,329,462	74,852	7,404,314	
14 使用料及び賃借料				19,381		19,381	204,627	40	204,667	
15 工 事 請 負 費				59,354	40,948	100,302	25,343,347	100,065	25,443,412	
16 原 材 料 費							9,651		9,651	
17 公有財産購入費							751,168		751,168	
18 備 品 購 入 費				20,960		20,960	293,063		293,063	
19 負担金、補助及び交付金	2,003,738	7,000	2,010,738	139,304		139,304	8,632,243	69,230	9,701,473	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				75,000		75,000	75,000		75,000	
22 補償、補填及び賠償金				20,091		20,091	2,074,878		2,074,878	
23 償還金、利子及び割引料							21,552		21,552	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費				395		395	7,180		7,180	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	2,003,738	7,000	2,010,738	680,423	48,800	729,223	50,993,936	244,387	51,238,333	
財 源 内 訳	国庫支出金	32,875		32,875	20,000		20,000	16,497,217		16,497,217
	地方債				23,000	47,000	70,000	19,768,000	187,000	19,955,000
	その他	23,058		23,058	66,027		66,027	808,105	40,000	848,105
	一般財源	1,947,805	7,000	1,954,805	571,398	1,800	573,196	13,922,614	17,397	13,940,011

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
6款	農林水産業費	
4項	林業費	
7目	治山費	
	負担金、補助及び交付金	単県斜面崩壊復旧事業費補助金
		62,230
8款	土木費	
4項	港湾費	
3目	境港管理組合費	
	負担金、補助及び交付金	境港管理組合負担金
		7,000

# 繰越明許費に関する調書

【追加分】

県土整備部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額 今回申請額	左の財源内訳			一般財源
						国庫支出金	起債	その他	
8	土木費	5都市計画費	2街路事業費						
			防・安路事(費)	1,167,421	48,000	32,736	9,000	4,800	1,464
			県土整備部 一般会計 合計	1,167,421	48,000	32,736	9,000	4,800	1,464

平成29年度9月補正(繰越明許費)総括表

事業名	予算額	繰越総額	既承認済額	今回繰越要求額	左の財源内訳			繰越理由の説明	
					国庫支出金	その他			
						起債	一般財源		
一般公共事業(A)	25,988,173	48,000		48,000	32,736	9,000	4,800	1,464	
道路橋りょう事業	16,002,136								
街路事業	1,325,854	48,000		48,000	32,736	9,000	4,800	1,464	計画に関する諸条件による
河川事業	3,178,138								
海岸事業	310,488								
ダム事業	117,400								
砂防事業	3,305,924								
港湾事業	434,614								
空港整備事業									
農業農村整備事業	103,530								
治山事業	1,040,299								
漁港事業	169,790								
運送備交付金事業(広域農道)									
災害公共事業(B)	4,357,671								
補助公共事業計(C)(A+B)	30,345,844	48,000		48,000	32,736	9,000	4,800	1,464	
直轄公共事業計(負担金)(D)	6,582,985								
一般県公共事業(E)	9,855,886								
道路橋りょう事業	4,687,564								
河川事業	2,132,538								
ダム事業	140,146								
海岸事業	308,617								
砂防事業	1,496,559								
空港・港湾事業	469,740								
都市計画事業									
治山事業	236,990								
漁港事業	123,386								
土木総務費	260,346								
単独災害復旧事業(F)	284,782								
準県公共事業計(G)(E+F)	10,140,668								
公共事業関係合計(H)(C+D+G)	47,069,497	48,000		48,000	32,736	9,000	4,800	1,464	
一般事業(I)	4,168,836								
県土総務課事業	608,597								
技術企画課事業	186,897								
道路企画課事業	376,365								
道路建設課事業	37,633								
河川課事業	196,383								
治山砂防課事業	17,850								
空港港湾課事業	2,744,111								
地方機関事業	1,000								
県土整備部計(J)(HH)	51,238,333	48,000		48,000	32,736	9,000	4,800	1,464	

予算関係(繰越明許費)

県土整備部(単位:千円)

## 繰越理由一覧

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
防災・安全交付金事業費(街路事業費)	立川飯山線	鳥取市 立川町	48,000	土地収用にあたり、土地所有者との和解に不測の日数を要したため。(約150日)



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

県土整備部  
(単位:千円)

【追加分】

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	内 訳	内 訳	内 訳
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成29年度 鳥取隠岐間超高速船チャーター運航補助	950			平成30年度	950				950

条例名等	鳥取県港湾管理条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取港の利用促進を図るため荷役機械を更新することに伴い、当該荷役機械の使用料の額を定める。</p> <p>2 概要 (1) クローラクレーンの使用料は、1時間につき15,012円とする。 (2) ジブクレーンの使用料を廃止する。 (3) 施行期日は、公布の日から起算して30日を経過した日とする。</p>

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 港湾施設用地以外の港湾施設				1 港湾施設用地以外の港湾施設			
港湾施設の種類	区分	使用料		港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	15,012円	荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1時間につき	5,142円
	略					1週間につき	230,400円
	略				略		
2 略				2 略			
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあつては1月として計算し、港湾施設用地にあつては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。				4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあつては1月として計算し、港湾施設用地にあつては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算し、荷役機械に係る使用期間が1週間未満であるとき、又はその期間に1週間未満の端数があるときは、1週間として計算する。			
5 略				5 略			

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 鳥取空港について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「民間資金法」という。)の規定による公共施設等運営事業の導入を可能とするため、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 空港の管理の適正化を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 知事は、民間資金法の規定により、選定事業者に空港の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができることとする。</p> <p>(2) 選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする等、公共施設等運営事業の導入に必要な事項を定める。</p> <p>(3) 知事は、空港の運用時間内に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者に対し、航空機による空港の利用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができるとともに、これらに違反した者に対し、必要な措置を命ずることができることとする。</p> <p>(4) 航空機及び給油装置が電氣的に接続していないときは、航空機の給油作業等を行うことができないこととする。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 施行期日は、公布日から起算して30日を経過した日とする(3)及び(5)の一部に関する事項を除き、公布日とする。</p>

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給油作業等の制限)</p> <p>第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 航空機及び給油装置が電氣的に接続していないとき。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(給油作業等の制限)</p> <p>第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 航空機及び給油装置が電位零以外の地点に接地しているとき。</p> <p>(5) 略</p>
<p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(権限の委任)</p> <p>第20条 この条例(次条及び第22条第1項を除く。)に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第20条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p>
<p>(公共施設等運営権を設定する場合の特例)</p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に空港の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</p> <p>2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うもの</p>	

とする。

(1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に  
係る業務の適正かつ確実な実施のために適切な  
ものであること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するた  
めに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する  
者であること。

第 22 条 前条第 1 項の規定により公共施設等運営権  
の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」とい  
う。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別  
に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び前項  
を除く。）の規定に基づく知事の権限は、第 20 条  
の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

第 23 条 前条第 2 項に規定する場合においては、第  
4 条又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により空港の施  
設を利用する者及び第 11 条第 1 項の規定により土  
地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定  
める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を  
納めなければならない。

2 前項の場合においては、第 16 条及び第 17 条の規  
定は適用しない。

3 運営権者は、第 1 項の料金を減免し、又は返還す  
ることができる。

(規則への委任)

第 24 条 略

(規則への委任)

第 21 条 略

第 2 条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運用時間内の空港の施設の利用の届出等) 第 4 条 略 2 <u>知事は、前項の者に対し、航空機による空港の利 用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を 附することができる。</u>	(運用時間内の空港の施設の利用の届出) 第 4 条 略
(運用時間外の空港の施設の利用の許可等) 第 4 条の 2 <u>空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸 又は停留のため空港の施設を利用しようとする者 は、あらかじめ、前条第 1 項各号に掲げる事項を明</u>	(運用時間外の空港の施設の利用の許可等) 第 4 条の 2 <u>空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸 又は停留のため空港の施設を利用しようとする者 は、あらかじめ、前条各号に掲げる事項を明らかに</u>

<p>らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第 11 条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、<u>第 4 条第 1 項</u>又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(制止又は退去の命令)</p> <p>第 19 条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第 4 条第 1 項</u>又は第 4 条の 2 の規定に違反して空港の施設を利用した者</p> <p>(2) <u>第 4 条第 2 項の規定による指示又は条件に違反して空港の施設を利用した者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>第 23 条 前条第 2 項に規定する場合においては、<u>第 4 条第 1 項</u>又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により空港の施設を利用する者及び第 11 条第 1 項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>して、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第 11 条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、<u>第 4 条</u>又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(制止又は退去の命令)</p> <p>第 19 条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第 4 条</u>又は第 4 条の 2 の規定に違反して空港の施設を利用した者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>第 23 条 前条第 2 項に規定する場合においては、<u>第 4 条</u>又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により空港の施設を利用する者及び第 11 条第 1 項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

○鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（改正後全文）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 航空運送を確保するため、鳥取県営鳥取空港（以下「空港」という。）を鳥取市に設置する。

（国際交流センター）

第2条の2 空港に、県民が広く利用できる国際交流の場として、国際交流センターを設ける。

（運用時間）

第3条 空港の運用時間は、午前7時から午後9時30分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

（運用時間内の空港の施設の利用の届出等）

第4条 空港の運用時間内に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 利用する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）
- (2) 利用に係る航空機の種類、型式及び登録記号
- (3) 利用の日時
- (4) 利用する目的

2 知事は、前項の者に対し、航空機による空港の利用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができる。

（運用時間外の空港の施設の利用の許可等）

第4条の2 空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、前条第1項各号に掲げる事項を明らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可を受けて空港の施設を利用する者は、空港の施設の点検等を行ない、当該施設が航空機の離陸、着陸又は停留に支障がないことを自ら確認しなければならない。

（重量制限）

第5条 前2条の規定により空港の施設を利用する場合の航空機の換算単車輪荷重は、30トン以下でなければならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量にそれぞれ次の各号に掲げる主脚の型式に応じ、それぞれ当該各号に掲げる換算係数を乗じて算出するものとする。

- (1) 単車輪 0.45
- (2) 複車輪 0.35
- (3) 複複車輪 0.22

3 知事は、空港の施設が当該航空機の安全な離着陸に耐えることができると認められる場



合に限り、第1項ただし書の規定による許可をするものとする。

(停留等の制限)

第6条 空港の施設を利用する者は、知事の定める場所以外の場所で、航空機を停留し、整備し、若しくは点検し、又は旅客を乗降させ、若しくは貨物を積み卸してはならない。

(給油作業等の制限)

第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。
- (2) 航空機の発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- (3) 航空機の無線設備又は電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件を操作し、又は使用しているとき。
- (4) 航空機及び給油装置が電氣的に接続していないとき。
- (5) 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、旅客が航空機内にいるとき。

(車両の運転等の制限)

第8条 空港における車両の運転、駐車、修繕又は清掃は、知事が指定する区域以外の区域においては行なってはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(入場制限)

第9条 空港の区域のうち知事が指定する制限区域には、立ち入ってはならない。ただし、知事が立ち入りの必要があると認めた者は、この限りでない。

2 知事は、混雑の予防その他空港管理上必要がある場合には、空港に入場しようとする者の入場を制限することができる。

(制限行為)

第10条 空港においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 空港の施設をき損し、又は汚損すること。
- (2) 知事の許可を受けずに爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵すること。
- (3) 知事が指定する場所以外の場所において、喫煙をすること。
- (4) 知事の許可を受けずに、裸火を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空港の機能をそこなうおそれのある行為をすること。

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(空港内営業の許可)

第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その営業が前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(許可の条件)

第13条 知事は、この条例による許可には、空港の管理上必要な条件を附することができる。

(許可の取消し等)

第14条 知事は、この条例による許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消し、又は原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、空港の管理上特に必要があるとき。

(報告の徴収)

第15条 知事は、空港の管理上必要があるときは、この条例による許可を受けた者から必要な報告を求めることができる。

(着陸料及び停留料の徴収)

第16条 航空機の着陸又は停留のための空港の施設の利用については、着陸料又は停留料を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。

2 前項の着陸料又は停留料の額は、別表第1に定める金額とする。

3 第1項の着陸料及び停留料は、一月分を取りまとめて、知事が定める納付期限までに支払わなければならない。ただし、知事が次に定めるところにより支払うことを指示したときは、この限りでない。

- (1) 着陸料 着陸直後
- (2) 停留料 停留を終えたとき。

(使用料)

第17条 空港内の土地等の使用については、別表第2に定めるところにより使用料を徴収する。

(着陸料等の減免)

第18条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより着陸料若しくは停留料又は使用料を減免することができる。

(制止又は退去の命令)

第19条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第4条の2の規定に違反して空港の施設を利用した者
- (2) 第4条第2項の規定による指示又は条件に違反して空港の施設を利用した者
- (3) 第6条の規定に違反して航空機を停留し、整備し、若しくは点検し、又は旅客を乗降させ、若しくは貨物を積み卸した者
- (4) 第7条の規定に違反して給油又は排油の作業を行なった者
- (5) 第8条の規定に違反して車両の運転、駐車、修繕又は清掃を行なった者
- (6) 第9条の規定に違反して空港に立ち入った者
- (7) 第10条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (8) 第11条の規定に違反して土地等を使用した者
- (9) 第12条の規定に違反して営業を行なった者

(権限の委任)

第20条 この条例(次条及び第22条第1項を除く。)に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(公共施設等運営権を設定する場合の特例)

第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第16条の規定により、選定事業者(同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に空港の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定することができる。

2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者(以下「運営権者」という。)が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例(前条及び前項を除く。)の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2 前項の場合においては、第16条及び第17条の規定は適用しない。

3 運営権者は、第1項の料金を減免し、又は返還することができる。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、空港の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和42年規則第36号で昭和42年7月31日から施行)

2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料については、当分の間、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。

3 前項に規定する航空機のうち次のいずれかに該当する路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、同項の規定にかかわらず、その該当することとなった日から2年間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。

(1) 新たに運航を開始した路線

(2) これまでの最大の運航回数を超えて運行回数が増加した路線

- 4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、平成30年3月24日までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。

附 則（昭和44年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第22号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和61年規則第25号で別表第2の改正規定は昭和61年4月1日から施行）

（昭和61年規則第41号で第3条の改正規定は昭和61年7月1日から施行）

附 則（昭和62年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第14号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第20号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第7号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第11号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成11年12月31日までの間におけるこの条例による改正後の鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例別表第1の規定の適用については、同表の着陸料の項第2号(1)中「1,000円」とあるのは、この条例の施行の日から平成10年12月31

日までの間は「800円」と、平成11年1月1日から同年12月31日までの間は「900円」とする。

附 則（平成11年条例第15号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第12号で平成11年4月1日から施行）

附 則（平成13年条例第23号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第3条の改正は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第50号で平成13年7月1日から施行）

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第88号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第3条及び第5条の改正は、規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第110号で平成18年1月1日から施行）

附 則（平成21年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第14条（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）の規定 平成26年3月30日

附 則（平成26年条例第57号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第27号）

この条例は、平成28年3月27日から施行する。

附 則（平成29年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

別表第1（第16条関係）

区分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着陸料	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p>	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量について</p>

	<p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。）を相加平均して得た値（1EPNデシベル未満の端数があるときは、1EPNデシベルとして計算する。以下同じ。）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円</p>	<p>は、1トンごとに1,188円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,620円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,836円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,944円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,672円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,080円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し756円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに637円</p>
<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間（24時間未満は、24時間として計算する。以下同じ。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し874円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し874円</p>

	重量については、当該重量に対し810円 (3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円	(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに32円
	2 23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円 (2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円 (3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円	2 23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量については、1トンごとに97円 (2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに86円 (3) 100トンを超える重量については、1トンごとに75円

備考

- 1 この表において「免税とされる航空機」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項の規定により消費税を免除することとされる航空機をいう。
- 2 重量1トン未満は、1トンとして計算する。

別表第2（第17条関係）

1 土地

1 平方メートル当たり1年1,241円（消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつては、1,340円）の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分		単位	金額	
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	7,430円	
	到着時		8,730円	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	5,400円	
		2分の1室1時間につき	3,240円	
	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,700円
			2分の1室1時間につき	1,620円
	その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	5,400円
			2分の1室1時間につき	3,240円
その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	140円	
その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	280円	
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	830円	
	時間を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1時間につき	6円	

#### 備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 時間を単位として使用する場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 3 月を単位として使用する場合において、使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。
- 4 土地に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。
  - (1) 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
  - (2) その他の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。
- 5 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 6 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。



条 例 名 等	工事請負契約(国道178号(岩美道路)トンネル工事((仮称)岩美1号トンネル(補助))の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工 事 名 国道178号(岩美道路)トンネル工事((仮称)岩美1号トンネル)(補助)</p> <p>(2) 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字陸上から岩美郡岩美町大字牧谷まで</p> <p>(3) 契約の相手方 国道178号(岩美道路)トンネル工事((仮称)岩美1号トンネル)(補助) 鴻池・青木あすなろ・美保テクノス特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 広島市中区八丁堀2番31号 株式会社鴻池組広島支店 執行役員支店長 安居院 徳重</p> <p>広島市中区上幟町3番26号 青木あすなろ建設株式会社中四国支店 支店長 濱本 和俊</p> <p>米子市昭和町25番地 美保テクノス株式会社 取締役社長 野津 一成</p> <p>(4) 契約金額 3,505,680,000円</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 平成32年5月29日</p> <p>(7) 契約締結の方法 一般競争入札</p>

条 例 名 等	工事請負契約（国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事（補助改良））の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工 事 名 国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事（補助改良）</p> <p>(2) 工 事 場 所 日野郡江府町大字下安井から日野郡江府町大字洲河崎まで</p> <p>(3) 契約の相手方 国道181号江府道路宮ノ谷トンネル工事（補助改良）三井住友・福井特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 広島市中区大手町二丁目7番10号 三井住友建設株式会社広島支店 支店長 石田 直樹</p> <p>倉吉市西倉吉町17番地 福井土建株式会社 代表取締役 福井 重秋</p> <p>(4) 契約金額 1,266,516,000円</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 本契約締結日の翌日から672日を経過する日</p> <p>(7) 契約締結の方法 制限付一般競争入札</p>

条 例 名 等	工事請負契約(国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(小鴨1号橋(P4-A2))(補助改良))の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工 事 名 国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(小鴨1号橋(P4-A2))(補助改良)</p> <p>(2) 工 事 場 所 倉吉市小鴨</p> <p>(3) 契約の相手方 国道313号(倉吉関金道路)橋梁上部工事(小鴨1号橋(P4-A2))(補助改良) 富士ピー・エス・高野組特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 鳥取市松並町二丁目160番地 株式会社富士ピー・エス 鳥取営業所 所長 大村 康三郎</p> <p>東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7 株式会社高野組 代表取締役 高力 久美</p> <p>(4) 契 約 金 額 463,860,000円</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 本契約締結日の翌日から365日を経過する日</p> <p>(7) 契約締結の方法 制限付一般競争入札</p>

条 例 名 等	土地収用裁決申請事件に係る和解について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 土地収用裁決申請事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 乙 鳥取市永楽温泉町171番地 株式会社鳥取銀行 代表取締役頭取 平井 耕司</p> <p>(2) 和解の要旨 ア 県は、和解の相手方甲に対し、収用に係る土地の権利に対する補償金2,237,952円及び明渡しに対する補償金37,210,051円を支払うものとする。こと。 イ 和解の相手方乙に対する損失の補償は、和解の相手方甲に対する補償金に含めるものとする。こと。 ウ 県は、和解成立の日から起算して30日を経過した日に、収用に係る土地の所有権を和解の相手方甲から取得するものとする。こと。 エ 和解の相手方甲は、平成30年6月30日までに、収用に係る土地の区域上に存する物件を全て撤去し、明け渡すものとする。こと。 オ 県並びに和解の相手方甲及び乙は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第50条第2項及び第3項の規定に基づき、鳥取県収用委員会に対し、和解調書の作成を申請し、作成された和解調書に署名押印するものとする。こと。</p> <p>(3) 事件の概要 鳥取都市計画道路事業の施行にあたって、和解の相手方甲が所有し、和解の相手方乙が根抵当権を有する土地を任意に取得することが困難であったため、土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てをそれぞれ行っていたところである。</p> <p>(4) 和解の理由 鳥取県収用委員会から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年7月6日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方          甲 鳥取市 個人          乙 広島市中区紙屋町一丁目2番22号          損害保険ジャパン日本興亜株式会社広島保険金サービス第一課          課長 永井 康嗣</p> <p>(2) 和解の要旨          県側の過失割合を10割とし、県は、乙に損害賠償金276,707円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日          平成29年3月30日 午後7時30分頃</p> <p>イ 事故発生場所          鳥取市御熊地内</p> <p>ウ 事故の状況          和解の相手方甲が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を軽乗用自動車で行中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。</p>

報告第7号

長期継続契約の締結状況について

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
果土整備部技術企画課	物品 保守	ノートパソコン(再リース)	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	305,856	平成29年8月1日 ～平成33年7月31日	鳥取県果土整備 部技術企画課
果土整備部技術企画課	物品 保守	電子黒板(再リース)	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	265,680	平成29年8月1日 ～平成34年7月31日	鳥取県果土整備 部技術企画課